

「置賜管内県発注測量等委託業務の入札談合に係る損害賠償請求訴訟」に係る一部業者との和解について

1 主な経緯

- (1) 平成12～15年度に発注した置賜地域の測量・設計等委託業務入札について、県は公正取引委員会が談合を認定した受注業者に対し、平成19年3月29日（公正取引委員会の決定に不服を申し立て、審判請求をおこなった1社は、同年11月26日）に山形地方裁判所に対し、損害賠償の訴えを提起した。
- (2) 訴訟の審理が3回行われたが、早期解決に向け、平成20年12月9日に山形地裁から賠償額について、「すべての業務において最終契約総額の5%とする」和解案が提示された。

2 和解案の応諾について

裁判所の和解案の提示を受け、県としては、全国における同様の訴訟事例などを参考に、弁護士等関係者と相談のうえ、今年度に入り破産手続中の1社（本社：大阪市）を除く12社（いずれも県内事業者）と和解を行った。

訴訟を継続していた13社についての対応状況は以下の通り。

- ①和解成立 12社（最終契約総額の5%を支払い）
- ②破産手続中 1社

3 今後の対応

破産手続中の1社については、その手続きの動向を注視していく。（賠償金回収の可否については現在のところ不明）

(参考)

平成15年請求の「最上農業土木工事」の際の請求率 3.15%

以上